

# パラナ州の新型コロナウイルス対策措置（マスク着用の義務化：パラナ州全域）

2020年4月29日

## 【ポイント】

●4月28日、パラナ州政府は自宅外におけるマスクの着用を義務とする州法を発表しました。パラナ州全域において同法律が適用され、マスク非着用を理由とした罰則（罰金）も定められています。

## 【本文】

1 4月28日、パラナ州政府は自宅外におけるマスク着用を義務とする州法を発表しました。一般道、公園、一般商店やレストランなどの商業スペース、バスやタクシー、配車サービス等利用する場合もマスクの着用が義務となります。同法律は、4月28日から効力が発生し、当地における新型コロナウイルス感染状況が終息するまで継続することとしています。

2 同法律では、マスク非着用を理由とした罰則（罰金）規定も定められています。個人の場合は、106.60 レアルから533 レアル、法人の場合は2,131 レアルから10,660 レアルの罰金が課される可能性があります。

3 4月28日時点で、パラナ州における新型コロナウイルスの感染状況は以下のとおりです。  
(パラナ州保健局発表)

- ・パラナ州合計：1,271名（死亡者77名）
  - クリチバ市：426名（死亡者17名）
  - ポントグロッサ市：10名（死亡者0）
  - ロンドリーナ市：100名（死亡者13名）
  - マリンガ市：57名（死亡者5名）
  - フォスドイグアス市：40名（死亡者1）
  - カスカベル市：75名（死亡者4名）

その他都市や州内公的医療機関における病床数などの状況については、以下サイトをご参照ください。

## 【パラナ州保健局サイト】

<http://www.saude.pr.gov.br/modules/conteudo/conteudo.php?conteudo=3507>

4 万が一、医療機関等に隔離され、援護が必要な場合は大使館までご連絡ください。

(問い合わせ先)

在クリチバ日本国総領事館

－電話：41-3322-4919

－e-mail：setorconsular@c1.mofa.go.jp

在ポルトアレグレ領事事務所

－電話：51-3334-1299

－e-mail：cjpoa@c1.mofa.go.jp